

平成 20 年 4 月 1 日

各 位

大 阪 市

平成 20 年度からの入札契約制度改正について

大阪市は、これまで入札・契約の公正性、透明性、競争性の向上を図るために、さまざまな改正に取り組んできましたが、今般、より一層の入札契約制度の改善を図ることとし、以下のとおり定めましたのでお知らせします。

記

**1 事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲の拡大について**

- (1) 契約管財局契約部発注の工事請負契約について、次のとおり事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲の拡大を図り、平成 20 年 4 月からは原則として、全件、電子入札による事後審査型制限付一般競争入札により入札を行うこととします。(詳細は別紙 1 参照)

	現 行 金 額	平成 20 年 4 月から
諸設備	1 億円以上	全 件
電気通信	5,000 万円以上	
その他	1 億円以上	
管更生・ 交通安全・フェンス	全 件	

※ 履行可能な業者が限られる場合など、競争性確保等の観点から問題があると判断される場合は、公募型指名競争入札又は指名競争入札を適用します。  
また、同様の問題があると判断される場合は、電子入札を適用しないことがあります。

ただし、その場合は大阪市入札等監視委員会へ報告するものとします。

実施時期 平成 20 年 4 月 1 日以降発注分から

(2) 各局発注の工事請負契約について、次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を導入します。

なお、これらの公告は電子入札システム上（詳細は各局 HP 上）で行いますが、入札は紙による入札とします。詳細な事項については、後日公表します。

発注部局	適用範囲
ゆとりとみどり振興局	予定価格が 700 万円以下で入札に付す工事
都市整備局	
建設局	
港湾局	
教育委員会事務局	
交通局	
水道局	
環境局	予定価格が 200 万円以下で入札に付す工事
その他の局	当該局発注案件で入札に付す工事

※ 履行可能な業者が限られる場合など、競争性確保等の観点から問題があると判断される場合は、公募型指名競争入札又は指名競争入札を適用します。

実施時期 平成 20 年 6 月 1 日以降発注分から

(3) 業務委託契約及び物品供給等契約について、電子入札による事後審査型制限付一般競争入札を導入します。

改正内容 契約管財局契約部発注の公募型指名競争入札について、事後審査型制限付一般競争入札を導入します。

※ ただし、履行可能な業者が限られる場合など、競争性確保等の観点から問題があると判断される場合は、公募型指名競争入札又は指名競争入札を適用します。

また、同様の問題があると判断される場合は、電子入札を適用しないことがあります。

実施時期 業務委託契約・・・平成20年6月1日以降発注分から  
物品供給等契約・・・平成20年10月（予定）以降発注分から

## 2 一般競争入札の適用範囲の変更について

工事請負契約に係る一般競争入札（事後審査型を除く）の適用範囲については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上としてきたところであるが、平成20年1月25日付け総務省告示39号で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に締結される建設工事の調達額が定められたので、これに伴い、適用範囲を予定価格26億3,000万円以上に変更します。

〔変更前〕 24億1,000万円以上

〔変更後〕 26億3,000万円以上

実施時期 平成20年4月1日発注分から

(参考) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額

区 分	額	
	平成18年4月1日 ～ 平成20年3月31日	平成20年4月1日 ～ 平成22年3月31日
物品等の調達契約	3,200万円	3,500万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	24億1,000万円	26億3,000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億4,000万円	2億6,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,200万円	3,500万円

### 3. 指名停止措置要綱等の改正について

#### (1) 指名停止措置要綱の改正について

指名停止の期間の特例の場合における限度を 36 月とします。

＜指名停止の期間の特例が適用される場合＞

- ・ 同一の事案において二項目以上の措置要件に該当したときの期間算定方法
- ・ 再犯に対する加重措置
- ・ 談合を行っていないと誓約したにもかかわらず、当該事案につき独占禁止法違反又は刑法上の談合とされた場合
- ・ 悪質な事由があるとき、重大な結果が生じたとき等
- ・ 指名停止期間中に新たな措置要件になった場合

[現 行] 指名停止の期間は 24 月を限度とする。

[改正後] 指名停止の期間は 36 月を限度とする。

#### (2) 資格制限の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定による資格制限を行ったときは、その情報を公表することとします。

実施時期 平成 20 年 4 月 1 日

#### 4. 工事請負契約に係る低入札価格調査制度について

工事請負契約に係る低入札価格調査事務手続の明確化について

[対応策の概要]

① 調査日数の明確化

審査書類提出の締切日後一定期間内に調査を終えるものとし、その期間を公告文に明示します。

② 調査手続の見直し

低入札価格調査の調査手続を見直し、数値的判断基準の審査を先一括して行います。また、数値的判断基準に満たない入札者については、調査結果の公表を入札結果公表前に行います。

実施時期 平成20年6月1日以降発注分から

## 5. 施工監理体制の強化について

工事の適正な施工及び品質の確保、不良不適格業者排除の観点から、工事施工段階において監督・監視・検査等の強化を図ります。

[対応策の概要]

- ① 工事の履行遅延を防止するため、請負者の責に帰すべき事由により工期内の完成に支障があると判断される場合の督促手続を明確化します。

正当な理由なくこれに従わない場合は、明らかに工期内に工事が完成する見込みがないものとして、契約解除を行う場合があります。

- ② その他、契約変更（金額変更）時における契約保証金等の取り扱いを見直し、原則として契約変更に際しては、あらかじめ保証契約金等の変更手続の確認を行うこととします。

実施時期 平成20年6月1日から

## 6. 工事請負契約の受注制限について

契約管財局契約部発注の工事請負契約に係る事後審査型制限付一般競争入札の入札参加の取扱いについて、次のとおりとします。

(1) 受注制限等の取扱いについて（平成19年12月27日公表済。別紙3参照）

- ① 大阪市入札参加資格申請時の登録種目数制限とは別に、入札に参加できる種目を制限します。（入札参加希望種目申請）
- ② これまでの入札参加本数の制限を、受注本数の制限に改めます。  
なお、受注制限等における詳細な事項については、後日公表します。

実施時期 平成20年6月1日以降発注分から

(2) 平成20年5月31日までの取扱いについて

原則として従前どおりの取扱いとします。（詳細は別紙2のとおり）